

2008年9月10日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ、満田夏花(所属:地球・人間環境フォーラム)

協力準備調査に関する提案

I. 協力シナリオの形成を除く協力準備調査

	F/S 型、SAPROF 型、無償資金の事前の調査など		M/P + F/S 型調査
	策定支援型 (EIA 等なし)	補完型調査 (EIA 等あり)	
TOR 案検討段階(コンサルタント契約前)	<p>1. 新 JICA は、協力準備調査の対象プロジェクト (以下対象プロジェクト) において、当該プロジェクトについて、環境アセスメント報告書、住民移転計画、先住民族の配慮に関する計画など環境社会配慮に関する文書 (以下環境社会配慮文書) の必要性、必要な文書の策定状況、内容の概要について確認する。</p>		
コンサルト契約	<p>2. 必要とされる環境社会配慮文書が策定されていない場合、新 JICA は協力準備調査の TOR 案に当該文書の策定支援を盛り込む。策定支援は、対象プロジェクトのニーズの把握、影響項目の把握、代替案の検討、情報公開・関連するコンサルテーションの実施支援等を含む。</p>	<p>3. すでに環境社会配慮文書が策定されている場合、新 JICA は 1.確認内容を踏まえ下記を TOR 案に反映させる。</p> <p>1) 当該環境社会配慮文書の内容のレビュー 2) 関連する情報公開・コンサルテーションの実施内容のレビュー 3) 必要に応じて補完調査の実施</p>	<p>4. 新 JICA はマスタープラン段階の調査においては、カテゴリ A+カテゴリ B とされる調査においては戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p>
スコーピング段階	<p>5. 新 JICA は、関連する情報の収集、現地踏査、相手国政府と協議を行い、環境社会配慮調査に関するスコーピング案を作成する。</p>		
	<p>7. 新 JICA は、カテゴリ A 案件については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府を支援して現地ステークホルダーと協議を行う。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズや代替案の検討についても広く含める。すでに環境社会配慮文書が策定されている場合は、当該文書のレビュー結果および補足調査の内容について協議を行うものとする。</p>	<p>6. すでに対象プロジェクトに必要とされる環境社会配慮文書が策定されている場合には、新 JICA は本ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」(現行 JBIC の第 2 部に該当) の各項目に沿って、その内容及び策定プロセスのレビューを実施する。新 JICA はレビュー結果を踏まえ、補足調査に関するスコーピング案に反映する。</p>	<p>8. 新 JICA はマスタープラン段階の調査においては、カテゴリ A+カテゴリ B とされる調査ではスコーピング案を情報公開した上で手国政府を支援して現地ステークホルダーと協議を行う。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズや代替案の検討についても広く含める。</p>
	<p>9. 新 JICA は、協議結果を踏まえ、必要に応じて TOR の修正を行う。</p>		

	F/S 型、SAPROF 型、無償資金の事前の調査など 策定支援型 (EIA 等なし)	補完型調査 (EIA 等あり)	M/P + F/S 型調査
調査実施段階		10. 新 JICA は、TOR に従い必要とされる環境社会配慮調査を実施する。	
DFR 段階			11. 新 JICA はマスタープラン段階調査終了後に、フィージビリティ対象プロジェクトにつき、再度 1.の確認を行い、2.または 3.の規定に従い、TOR の見直しを行う。 前回 NGO 提言 (6 月 17 日付) において、F/S 対象プロジェクトについて再度カテゴリ分類を行うことを提言済み。
		12. 新 JICA は、カテゴリ A 案件の調査については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて最終報告書案を現地および新 JICA ウェブサイトにおいて公開するとともに、相手国政府が実施する現地ステークホルダー協議を支援する。	
		13. 新 JICA はステークホルダー協議の結果を最終報告書に反映させる。	
最終報告書の完成		14. 協力準備調査の最終報告書は、新 JICA が日本政府と対処方針に関する協議を行う前に完成していなければならない。	

II. 協力シナリオの形成型の協力準備調査

15. 新 JICA は協力シナリオの形成型の協力準備調査については、TOR 検討段階において戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。

16. 新 JICA は、協力シナリオの形成型の協力準備調査においても、個別案件が具体化することが想定される場合には、必要なカテゴリ分類を行い、上記 I. の規定に従った TOR 案の検討および当該 TOR に沿った調査を実施する。

別添 1 : 新 JICA の環境社会配慮手続きのフロー図 (NGO 提言)

別添 2 : 現行 JICA ガイドラインの環境社会配慮フロー (開発調査、M/P、F/P) AC.2-4

別添 3 : 新 JICA 環境社会はいy路ガイドラインに関する NGO 提案【新 JICA が行うべき環境社会配慮手続きについて (協力準備調査を除く)】
以上